

2018年(平成30年)2月8日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

所管する情報処理システムの運用管理に係るコンピュータ処理について  
(答申)

2018年(平成30年)1月19日付けで諮問(第903号)された, 所管する情報処理システムの運用管理に係るコンピュータ処理について, 次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると, 本事務の実施に当たりコンピュータ処理を行う必要性は, 次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

本市の情報セキュリティについては, 総務省が作成した「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」及び平成18年度から継続して認証取得している「情報セキュリティマネジメントシステム(I SMS)」に基づき, 「藤沢市情報セキュリティポリシー」を策定し, 藤沢市が所掌する情報資産に関する情報セキュリティ対策を実施している。「藤沢市情報セキュリティポリシー」では, 情報システムの設置場所に対する物理的対策として, 電源や配線等の設置要件のほか, 生体認証や入退室記録の取得・保管, 監視カメラによる監視等の入退室管理に関する対策を講じることとしている。

現在, 入退室管理については, 防災センター5階IT推進課執務室及びIT推進課コンピュータ室, 分庁舎3階サーバ室・ネットワーク室に生体認証機器やICカード読み取り装置, 監視カメラ等を設置し, コンピュータ利用による方法で運用を行っている。また, 入退室管理におけるコンピュータ利用については, 2006年(平成18年)2月8日付け藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第170号で承認されている。

この度, 本庁舎供用開始に伴い, 分庁舎3階サーバ室・ネットワーク室の本

庁舎 1 階及び本庁舎 8 階への移設並びに I T 推進課所管エリアとして防災センター 4 階エリアの一部が追加されることから，入退室管理を行う区画が変更・追加されるため，条例第 1 8 条の規定に基づき，個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) コンピュータ処理の必要性について

職員番号及び職員氏名，生体認証情報並びに監視カメラ映像データは，入退室制御及び入退室の記録に使用するが，これらの情報の機密性，完全性及び可用性を確保し，効率的に情報セキュリティを高めるためには，コンピュータ処理が必要となる。

また，入退室の管理記録は，その保存期間を刑事訴訟法第 2 5 0 条第 2 項第 4 号に掲げる時効の期間に基づき 7 年間としているが，情報資産の外部への漏えいが発覚した場合には，速やかに原因を特定し，被害の拡大を防ぐことが必要不可欠となる。

このことから，情報システムの設置場所の入退室制御・入退室記録については，コンピュータにより保存及び管理する必要がある。

(3) 入退室管理方法

ア 防災センター 4 階 I T 推進課開発室

入口扉に生体認証機器を設置するとともに，室内の天井に監視カメラを設置し，職員及び業者等の入退室管理を行う。

イ 防災センター 4 階コンピュータ出力後処理室

室内天井に監視カメラを設置し，職員及び業者等の入退室管理を行う。

ウ 本庁舎 1 階サーバ室

室内の天井に監視カメラを設置し，職員及び業者等の入退室管理を行う。

エ 本庁舎 8 階サーバ室

室内の天井に監視カメラを設置し，職員及び業者等の入退室管理を行う。

オ 本庁舎 8 階ネットワーク室

室内の天井に監視カメラを設置し，職員及び業者等の入退室管理を行う。

(4) 入退室管理においてコンピュータ利用する情報

ア 個人情報

(ア) 職員番号

防災センター 4 階 I T 推進課開発室

(イ) 職員氏名

防災センター 4 階 I T 推進課開発室

(ウ) 生体認証情報

防災センター 4 階 I T 推進課開発室

(I) 監視カメラ映像データ

防災センター 4 階 I T 推進課開発室，防災センター 4 階コンピュータ出力後処理室，本庁舎 1 階サーバ室，本庁舎 8 階サーバ室及び本庁舎 8 階ネットワーク室

イ 付随情報

(ア) 入退室時刻

防災センター 4 階 I T 推進課開発室，防災センター 4 階コンピュータ出

力後処理室，本庁舎 1 階サーバ室，本庁舎 8 階サーバ室及び本庁舎 8 階ネットワーク室

(5) データ管理

データの管理にあたっては，(4)に掲げる個人情報及び付随情報については I T 推進課執務室に設置してあり，独自ネットワークに接続されている管理用パソコンで管理する。記録されたデータの内のアの(ア)，(イ)及び(ウ)については，管理用パソコンに保存する。(エ)については，I T 推進課コンピュータ室内の監視カメラ用ストレージサーバに保存する。

(6) 実施時期

ア 防災センター 4 階 I T 推進課開発室

2018年(平成30年)3月(生体認証機器 1台 監視カメラ 2台)

イ 防災センター 4 階コンピュータ出力後処理室

2018年(平成30年)3月(監視カメラ 1台)

ウ 本庁舎 1 階サーバ室

2018年(平成30年)3月(監視カメラ 2台)

エ 本庁舎 8 階サーバ室

2018年(平成30年)3月(監視カメラ 3台)

オ 本庁舎 8 階ネットワーク室

2018年(平成30年)3月(監視カメラ 1台)

(7) セキュリティ対策

藤沢市情報セキュリティポリシー及び藤沢市コンピュータ管理運営規程並びに藤沢市 I S M S 運用マニュアルに基づき，個人情報の保護及び安全対策を図る。

(8) 添付資料

資料 1 「藤沢市情報セキュリティポリシー 対策基準<詳細編>」抜粋

資料 2 入退室管理・監視カメラ機器配置図

資料 3 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は，コンピュータ処理を行うことについて，次に述べる理由により審議会の結論のとおり判断をするものである。

(1) コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では，入退室制御及び入退室の記録に使用する職員番号及び職員氏名，生体認証情報並びに監視カメラ映像データの機密性，完全性及び可用性を確保し，効率的に情報セキュリティを高めるため，また，情報資産の外部への漏えいが発覚した場合に速やかに原因を特定し，被害の拡大を防ぐ必要があることから，コンピュータ処理を行う必要性があるとしている。

以上のことから判断すると，コンピュータ処理を行う必要性があると認められる。

(2) 安全対策について

実施機関では，データの管理にあたり，課内に設置している，独自ネット

ワークに接続されている管理用パソコン及び監視カメラ用ストレージサーバに保存するとしている。また、本業務の処理に当たり、藤沢市情報セキュリティポリシー及び藤沢市コンピュータ管理運営規程並びに藤沢市I S M S 運用マニュアルに基づき、個人情報の保護及び安全対策を図るとしている。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

以 上